



クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレター（第 126 回）をお届けいたします。

本ニュースレターについて、[ニュースレターの内容に関するご質問](#)、[その他のご意見やご要望](#)などがございましたら、遠慮なくご連絡いただければと存じます。

2026 年 3 月 クレイトン・ユッツ法律事務所 加納寛之

## 今月の主要トピック：

### ACCC の 2026/27 年度重点分野（競争法・消費者法）

オーストラリア競争・消費者委員会（ACCC）の Gina Cass-Gottlieb 委員長は、先般のスピーチにおいて、2026/27 年度 ACCC の重点執行分野等について説明するとともに、企業結合の新制度の実施状況について所感を述べました。

重点分野については、①生活費の上昇が続く中で、ACCC は価格設定の慣行について厳しく監視を続けていく方針であること、②デジタル市場における消費者を誤認により誘導するような慣行（買い切りに見える定期購入、サブスクリプションの解約を困難にすること、ダークパターン等）に対する規制の重視、③シニアマネジメントのレベルにおける説明責任・透明性の重要性といったテーマが特に注目されます。

企業結合の新制度については、届出免除の申請において、案件によって申請者から提供される情報の質や十分に大きな差があり、早期の免除承認の可否に影響する場合があります。また、複雑・動的な市場における企業結合、特に垂直型企業結合（同一製品のメーカーと販売業者のような、異なる取引段階にある企業間の企業結合）において、ACCC が免除申請を却下した例も出ています。M&A 取引にあたっては、取引内容を踏まえた競争上のリスクの観点から届出免除申請を行うかどうかを検討したうえで、申請を行う場合には、十分な情報をあらかじめ提供することが重要です。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

## その他の注目のトピック

### 製品安全基準違反に 1,400 万豪ドルの罰金を科す裁判例（消費者法）

連邦裁判所は、City Beach の運営会社である Fewstone Pty Ltd に対して、同社が販売したボタン電池を使用する玩具・デジタルメモ帳、アクセサリ等がボタン電池の安全・情報提供基準（以下「本基準」といいます）の違反を理由に 1,400 万豪ドルの罰金を科す判決を下しました。ボタン電池の安全基準については、ACCC による執行事例がこれまでもありましたが、本判決は、本基準の違反に対して罰金を科す初めての裁判例です。

City Beach は、違反の事実については争わなかった一方、罰金額については、ACCC が主張する 1,400 万豪ドルではなく 315 万豪ドルが妥当と主張しましたが、裁判所は、違反が多数かつ長期にわたって継続していたこと、ボタン電池の誤嚥による乳幼児への危険につながり得ること、同社の法令遵守体制の不備等を重視し、1,400 万豪ドルの罰金を認めるとともに、不適合製品の 3 年間の販売禁止等を命じました。本判決は、乳幼児の生命・身体に対する危険が生じ得る場合には、実際に事故等が報告されていなくても、罰金額の算定において重視される可能性があることを示しています。City Beach は本判決について控訴しており、引き続き、本件の動向が注目されます。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

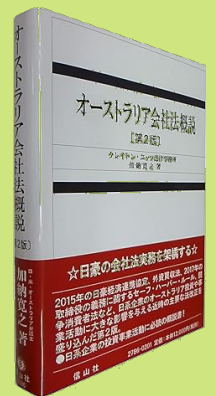
### データセンター規制に関する NSW 州議会調査（データセンター）

ニューサウスウェールズ州議会において、データセンターの開発・規制に関する議会調査が実施されており、最終報告書が 2026 年 9 月 30 日までに提出される予定です。本議会調査については、データセンター開発の状況、都市計画、電力需要・排出量目標、水利用・冷却、地域環境・共同体への影響、土地利用・住居、経済的影響、開示・承認手続等のガバナンス、労働力に関する事項、他州・他国の検討状況という広範な調査付託事項が定められています。

特に、都市計画枠組み、電力需要・排出量目標、水利用・冷却、地域環境・共同体への影響については、連邦法と州法の関連性が複雑になる可能性があるほか、データセンター開発の支持者に対してインフラに関するコスト負担を求めることについても検討が行われる可能性があります。データセンター開発のステークホルダーは、2026 年 3 月 27 日までに意見提出を行うことも検討されるとよいでしょう。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

### オーストラリア会社法概説 〔第 2 版〕（2019）



加納弁護士の著作である「オーストラリア会社法概説」の第 2 版が出版されています。本書では、日系企業のオーストラリア投資や事業活動の基盤となるオーストラリア会社法を、日本法との比較も交えながら、体系的かつ実務的な観点から日本語で分かり易く解説しています。本書のご購入を希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

## 職場代表者の権利を拡大する労使裁定の変更（労働法）

フェアワーク委員会（FWC）は、すべての労使裁定（modern award）における職場代表者の権利を拡大する変更を決定しました。これは、近時の連邦裁判所の判断（Construction, Forestry and Maritime Employees Union v Australian Industry Group [2025] FCAFC 187）において、従前の労使裁定の条項が違法と判断されたことを受けたものです。

労使裁定は、FWC が策定・管理する、産業・職種ごとに最低労働条件を定める文書です。FWC は、従前の労使裁定のうち連邦裁判所において違法と判断された点をフェアワーク法（Fair Work Act 2009 (Cth)）に適合させるため、①職場代表者が代表できる者の範囲の拡大、②職場代表者の労働者団体構成員への連絡権の範囲、③職場代表者の権利行使に対する制限の緩和を内容とする労使裁定の変更を決定し、この変更は 2024 年 7 月 1 日にさかのぼって効力を生じました。

上記①の変更により、職場代表者は、同一事業の労働者について、会社が直接雇用する従業員に限らず代表できるようになるため、労働者派遣や請負を利用する企業においては、職場に関する内部規程・手続の見直しが必要になる可能性があります。また、2024 年 7 月 1 日以降に承認を受けた労働協約については、変更後の労使裁定の内容が反映されていない場合、その内容が最低限規定されているものとみなされる場合があります。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

## 顔認証技術の使用に関するプライバシー法違反事例で企業側が一部勝訴（プライバシー法）

2026 年 2 月 4 日、行政不服審判所は、Bunnings の店舗における顔認証技術の使用がオーストラリアプライバシー原則（APP）に違反するとしてプライバシーコミッショナーの決定について、一部認容・一部取消しの判断を下しました。

Bunnings は、入店する顧客の顔画像を監視カメラで取得したうえで、スタッフ・顧客を巻き込む過去の犯罪事案に基づくリスク顧客のデータベースと照合し、合致が検出された場合、スタッフに警告が送られるシステムを利用していました。使用された顔画像データは、数ミリ秒以内に削除されていました。

行政不服審判所は、プライバシーコミッショナーの主張のうちセンシティブ情報の収集に関する主張について、①Bunnings による顔画像の取得は、短時間の保持であってもセンシティブ情報の「収集」に該当するところ、②Bunnings は APP 3.3 において求められる同意を取得していなかったものの、③店舗における重大犯罪対応、スタッフ・顧客の保護という目的に限って、顔認証技術を使用することは認められると判断しました。

他方、センシティブ情報の収集対象者に対する周知と、プライバシーリスクの評価については、Bunnings の対応は具体的状況に照らして合理的な措置とはいえないと判断されました。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

## 最近行われたセミナー等

### 2025 年度第 2 回パス日本人会商工部会セミナー（2025 年 8 月 28 日）

パス日本商工会議所とクレイトンユッツ法律事務所が共催した標記のセミナーにおいて、加納弁護士が講師として参加しました。本勉強会では、JV に関する実務上の留意点として、①JV 形態と特徴、②JV における意思決定、③JV 情報へのアクセス、④JV 参加者の構成変更、⑤JV 参加者間の紛争解決、⑥JV からの出口戦略に関し、オーストラリアにおける法制度や実例を踏まえつつ、加納弁護士より説明がなされました。

セミナーの映像はこちらの[リンク](#)から、セミナーで使用した資料はこちらの[リンク](#)からご覧いただけます。

### 海外不動産官民ネットワーク（J-NORE）第 1 回オーストラリアセミナー（2024 年 11 月 25 日）

国土交通省不動産・建設経済局国際市場課が主催する海外不動産官民ネットワーク（J-NORE）第 1 回オーストラリアセミナーが東京で開催されました。本セミナーのテーマのうち、不動産事業に関連する法規制概要に関して加納弁護士が登壇し、オーストラリアの不動産法制度、外資規制、JV の概要と実務上の留意点および不動産投資における関連法制度の近年の動向について解説しました。

本セミナーの映像はこちらの[リンク](#)から、本セミナーにおいて使用した資料はこちらの[リンク](#)からご覧いただけます。

### ブリスベン日本商工会議所 2024 年度第 2 回勉強会（2024 年 9 月 5 日）

ブリスベン日本商工会議所が主催した勉強会において、加納弁護士と Luke Furness 弁護士が講師として登壇しました。本勉強会では、オーストラリアの規制当局への対応に関して、①予防措置、②規制当局との初期的接触、③応答、④事後対応の 4 つのフェーズに分割したうえで、日本との違いにも触れながら、各フェーズにおける対応の留意点について加納弁護士および Luke Furness 弁護士より説明がなされました。

勉強会の映像はこちらの[リンク](#)から、勉強会で使用した資料はこちらの[リンク](#)からご覧いただけます。

### 4th Asia-based International Financial Law Conference（2023 年 3 月 29 日～31 日）

International Bar Association が 2023 年 3 月 29 日から 31 日にかけて東京で開催した 4th Asia-based International Financial Law Conference にて、加納弁護士が不動産投資・ファイナンスのセッションのパネリストとして登壇し、近時のオーストラリア不動産マーケットの動向、海外投資家が注意すべき規制や税制、不動産投資におけるファイナンスやストラクチャー等について解説しました。

セッションで使用した資料は[こちら](#)のリンク先からご覧いただけます（英語でのカンファレンスのため資料は英文になります）。

**Japan Practice**  
**紹介サイト**



## 豪州 M&A 取引実務セミナー（2022 年 11 月 8 日）

シドニー日本商工会議所が 2022 年 11 月 8 日に開催したシドニービジネス塾において加納弁護士が「豪州 M&A 取引実務」をテーマに講演を行いました。本セミナーでは、豪州 M&A 取引の全体像、デューデリジェンスで発見される問題の例、発見された問題の対処方法、主要な交渉事項、表明保証保険、ヴァーチャル決済の流れ等に触れながら、注意すべき実務上の重要箇所について日本語で解説しました。

講演の映像は[こちら](#)のウェブページから、講演で使用した資料は[こちら](#)のリンク先からご覧いただけます。

## 最近の出版物等

### 『【特別企画】どうなる？日豪のM&A市場 - NNA業界座談会第6弾』（2024年7月8日・9日）

アジア経済ニュースを発信するNNA社が主催した、日系企業による豪州M&Aに携わる弁護士・会計士による座談会に、加納弁護士が登壇者として参加しました。本座談会では、日系企業による豪州M&Aに関して、近年トレンドとなっている業種、日系企業によるM&A手法の特徴、日系企業・豪州企業による相手方企業の印象、近時の主要な法改正（外資買収法・労働法等）の影響、MOUおよびDDの重要性、買収後の統合プロセス（PMI）における典型的な問題点、当該問題点に対する契約書上のリスクヘッジ手法等の幅広い論点が議論されています。座談会の内容は、2024年7月8日および9日発行の同紙に連載されましたが、こちらのリンク先（[前編](#)・[後編](#)）からご覧いただけます。

### Energy Transition Guide

クレイトン・ユッツ法律事務所のEnergy Transition Guideが公表されています。本ガイドでは、エネルギーtransitionに関する主要な論点を、実際の案件における対応例も紹介しつつ解説しています。本ガイド（英文）は[こちら](#)からご覧いただけます。

### 『オーストラリアにおけるビジネス展開』

本稿は、オーストラリアに対する投資と事業を成功に導くために重要な法律や規制の概要について紹介するものです。2021年1月1日より外国投資規制の改正法が施行され、「国家の安全」を保護するための新たな規制枠組みの導入をはじめ、法令の執行権限の拡大・強化など、大きな改正が行われましたが、その後もいくつかの改正が行われており、本稿における「外国投資」の章も随時アップデートしています。本稿は[こちら](#)からご覧いただけます。

### 『オーストラリア会社法概説』（第2版）（2019）

加納弁護士の著作である「オーストラリア会社法概説」の第2版が出版されています。本書では、日系企業のオーストラリア投資や事業活動の基盤となるオーストラリア会社法を、日本法との比較も交えながら、体系的かつ実務的な観点から日本語で分かり易く解説しています。本書のご購入を希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレターは、豪州法の最新トピックの概要について、本ニュースレター作成時点の情報に基づく一般的な情報提供を行うことのみを意図しています。本ニュースレターは、個別案件に関する法的アドバイスを提供するものではありませんので、ご注意ください。個別案件については、個別の事実関係を照らした具体的な分析と検討が必要になります。

## 連絡先

ニュースレターの内容に関するご質問、その他のご意見や掲載トピックについてのご希望などがございましたら、ジャパン・プラクティス・グループの下記のメンバーまでお気軽にご連絡ください。日本語でのお電話でのお問い合わせは、+61-(0)7-3292-7153（リッジウェイ）までご連絡ください。



パートナー 加納 寛之  
メール：[hkano@claytonutz.com](mailto:hkano@claytonutz.com)



スペシャルカウンセラー 山浦 茂樹  
メール：[syamaura@claytonutz.com](mailto:syamaura@claytonutz.com)



ロイヤー 須川 佑妃  
メール：[ysugawa@claytonutz.com](mailto:ysugawa@claytonutz.com)



ロイヤー 曾我 修平  
メール：[ssoga@claytonutz.com](mailto:ssoga@claytonutz.com)



外国法弁護士 岡崎 玲於奈  
（日本法弁護士・日本から出向中）  
メール：[rokazaki@claytonutz.com](mailto:rokazaki@claytonutz.com)



外国法弁護士 滝口 浩平  
（日本法弁護士・日本から出向中）  
メール：[ktakiguchi@claytonutz.com](mailto:ktakiguchi@claytonutz.com)



エグゼクティブ・アシスタント  
リッジウェイ かおり  
メール：[kridgway@claytonutz.com](mailto:kridgway@claytonutz.com)